

# 規制の事前評価の審査結果

平成 22 年 3 月

総務省行政評価局

# 目 次

1	規制の政策評価の枠組み .....	1
2	規制の事前評価の実施状況 .....	3
	(1) 審査の対象 .....	3
	(2) 審査の結果 .....	4
	① 点検項目：分析対象期間が設定されているか。 .....	7
	② 点検項目：「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される 状況」を、比較対象（ベースライン）として設定しているか。 .....	7
	③ 点検項目：発生・増減することが見込まれる具体的な費用の要素が挙げ られているか。その際、定量化又は金銭価値化して示されて いるか。 .....	8
	④ 点検項目：発生・増減することが見込まれる具体的な便益の要素が挙げ られているか。その際、定量化又は金銭価値化して示されて いるか。 .....	8
	⑤ 点検項目：費用と便益の関係の分析（規制によって得られる便益が、当 該規制がもたらす費用を正当化できるかどうか）が行われて いるか。 .....	11
	⑥ 点検項目：ベースライン以外の代替案を設定し、当該案と代替案の比較 考量の結果を示しているか。また、規制緩和の場合において は、規制の廃止も代替案として比較が行われているか。 .....	12
	⑦ 点検項目：レビューを行う時期又は条件を記載しているか。 .....	14
3	今後の課題 .....	16
<資料>		
資料1	審査結果整理表（規制の事前評価関係） .....	18

## 資料2 政策評価審査表（規制の事前評価関係）

### <内閣府>

- ・ 青少年自立支援地域協議会の事務に従事する者又は事務に従事していた者の秘密保持義務の新設…………… 47

### <公正取引委員会>

- ・ 会社の株式取得についての事前届出制度の導入、株式取得会社の届出基準算定範囲の変更等、共同の株式移転についての実体規定及び届出規定の導入等…………… 49

### <国家公安委員会・警察庁>

- ・ 高齢運転者標識の表示義務の見直し…………… 51
- ・ 高齢運転者等専用駐車区間制度の導入…………… 53

### <金融庁>

- ・ 信用格付業者に対する公的規制の導入…………… 55
- ・ 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設…………… 58
- ・ 特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続きの見直し…………… 60
- ・ 有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入…………… 62
- ・ 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ…………… 64
- ・ 「有価証券の売出し」定義の見直し…………… 66
- ・ 前払式支払手段に係る制度整備…………… 69
- ・ 資金移動（為替取引）に係る制度整備…………… 72
- ・ 銀行間の資金決済（資金清算）に係る制度整備…………… 74
- ・ 事業者団体（認定資金決済事業者協会）に係る制度整備…………… 76
- ・ 企業結合、セグメント情報等及び賃貸等不動産に関する注記規定の新設、改正等…………… 78
- ・ 継続企業の前提に関する注記規定の改正…………… 80
- ・ 金融商品に関する注記及び賃貸等不動産に関する注記規定の新設等…………… 83
- ・ 外国為替証拠金取引規制の見直し…………… 85
- ・ 継続企業の前提に関する注記規定の改正（四半期・中間）…………… 87
- ・ 外国為替証拠金取引規制の見直し…………… 89
- ・ 登録金融機関における総合口座貸越による証券取引を一定の要件の下で可能とすること…………… 91
- ・ 国際会計基準による連結財務諸表等の作成等…………… 94
- ・ 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設…………… 97

・ 外国市場デリバティブ取引への分別管理義務の導入	99
・ 有価証券店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の導入	101
・ 金融商品取引所等（金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社）の議決権の保有制限に係る規定の整備	103
・ 「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し	105
・ 組織再編成対象会社の範囲の見直し	108
・ 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置の創設	110
・ 「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し	112
・ 目論見書制度の見直し	115
・ 金融商品取引法上の開示規制の適用除外とされるみなし有価証券の追加	117
・ 前払式支払手段に係る制度整備	119
・ 資金移動に係る制度整備	121

#### <総務省>

・ 移動受信用地上放送の早期実現のための制度整備	123
・ 加圧防排煙設備に係る技術上の基準	125
・ 個室ビデオ店等に係る消防用設備等の基準改正	127
・ 大規模地震に対応した避難誘導システム	131
・ 小型小売店舗等に係る誘導灯の技術上の基準	136
・ 休止中の特定屋外タンク貯蔵所等に係る新基準適合期限の延長及び検査・点検義務の緩和等	138
・ 電気通信主任技術者の配置要件の見直し	141
・ 居住型福祉施設が一部に入居する共同住宅の消防用設備等の設置の基準	144

#### <文部科学省>

・ 原子力事業者が講ずべき損害賠償措置に係る規制の改定	148
-----------------------------	-----

#### <厚生労働省>

・ 新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加	152
・ 毒物及び劇物指定令の改正（①毒物又は劇物の指定）	155
・ 毒物及び劇物指定令の改正（②劇物の指定の除外）	159
・ 精神保健福祉士の養成に係る制度の見直し	162
・ 精神保健指定医の職務の在り方を見直し	165
・ 障害福祉サービスの適切な利用に関する手続の見直し（障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関連）	167
・ 障害福祉サービス事業の運営適正化に関する指定障害福祉サービス事業	

者に対する規制の見直し（障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関係）	169
・ 基幹相談支援センターの規定の整備（障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関連）	172
・ 新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加	174
・ 3歳未満の子を持つ労働者に対して勤務時間の短縮措置の義務付け等	177
・ 新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加	180
・ 特例承認の対象となる医薬品の指定	183
・ 石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化	186

#### <農林水産省>

・ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達	189
・ 米穀の出荷又は販売事業者の遵守事項の設定及び立入検査等の拒否等に対する罰則の強化	192
・ 農地の権利取得に関する届出制の創設	195
・ 農地転用規制の厳格化（第1種農地の集団性の基準の引下げ）	197
・ 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の対象となる「米穀等」及び「指定米穀等」の指定	199

#### <経済産業省>

・ 有害化学物質による環境汚染を通じた人や動植物への悪影響を未然に防止するための化学物質管理の強化に係る政策	202
・ 安全保障に関連する貨物や技術の国外流出を防止するための貿易管理を強化する（①技術取引規制の見直し）	207
・ 安全保障に関連する貨物や技術の国外流出を防止するための貿易管理を強化する（②適正な輸出管理を促す仕組みの創設）	211
・ 安全保障に関連する貨物や技術の国外流出を防止するための貿易管理を強化する（③仲介貿易取引に対する規制の見直し）	214
・ 「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現に係る規制（①「使いやすい」商品先物市場の実現）	216
・ 「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現に係る規制（②「透明な」商品先物市場の実現）	220
・ 「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現に係る規制（③「トラブルのない」商品先物市場の実現）	224
・ 我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図るため、非化石エネルギー源の利用と化石エネルギー原料の有効な利用を促進する政策	228

- ・ 国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制 …… 237
- ・ 事件事例の実態についての分析を踏まえた電気用品の技術基準の改正  
(①事故再発防止関係) …… 239
- ・ 事件事例の実態についての分析を踏まえた電気用品の技術基準の改正  
(②新技術対応関係) …… 243
- ・ 事件事例の実態についての分析を踏まえた電気用品の技術基準の改正  
(③最新の J I S 対応関係) …… 245
- ・ 非化石エネルギー源の利用又は化石エネルギー原料の有効な利用の目標  
を達成するための計画の提出義務が課せられる事業者の範囲を定める規制・ 247
- ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」とい  
う。）の第一種特定化学物質等に係る所要の措置について …… 253
- ・ 国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制 …… 257

#### <国土交通省>

- ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案（都道府  
県知事による登録を受けた高齢者円滑入居賃貸住宅の賃貸人に対する報告  
徴収制度の創設） …… 259
- ・ 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（①航路における一  
般的な航法の見直し（i 追越しの禁止）） …… 261
- ・ 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（①航路における一  
般的な航法の見直し（ii 航路外での待機の指示）） …… 263
- ・ 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（①航路における一  
般的な航法の見直し（iii A I S を活用した進路を知らせるための措置）） …… 265
- ・ 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（②特定の海域にお  
ける航法の見直し（来島海峡航路における航法）） …… 267
- ・ 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（③船舶の安全な航  
行を援助するための措置（海上保安庁長官等が提供する情報の聴取）） …… 269
- ・ 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（④航路通報・指示  
対象船舶の拡大） …… 271
- ・ 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（⑤危険防止のため  
の交通制限手続の迅速化） …… 273
- ・ 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（⑥船舶の長さに応  
じた効率的な港内交通整理手法の導入のための措置） …… 275
- ・ 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（⑦異常な気象時等  
における停泊場所の指定等の命令） …… 277
- ・ 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に

関する特別措置法案(仮称) (①特定地域における道路運送法の特例) ……	279
・ 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法案(仮称) (②認定事業者に対する報告徴収制度の創設) …	281
・ 成田国際空港株式会社法の一部を改正する法律案 (①会社の総株主の議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止) ……………	283
・ 成田国際空港株式会社法の一部を改正する法律案 (②会社の総株主の議決権の一定割合を超える議決権の保有者となった場合の届出) ……………	285
・ 都市再生特別措置法施行令及び都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部を改正する政令案 (宅地建物取引業者が、宅地建物の購入者等に対して、取引主任者をして説明すべき重要事項として、都市再生歩行者経路協定及び都市再生整備歩行者経路協定に係る承継効の規定の追加) ……	287

#### <環境省>

・ 温室効果ガス算定排出量の報告対象の拡大 ……………	289
・ 有害化学物質による環境汚染を通じた人や動植物への悪影響を未然に防止するための化学物質管理の強化に係る政策 ……………	291
・ 公園事業の執行に関する規定の整備 ……………	294
・ 特別保護地区及び特別地域内の行為規制の項目の拡充 ……………	296
・ 海中公園地区の海域公園地区への変更及び海域公園地区内の行為規制の項目の拡充 ……………	298
・ 海域における利用調整地区制度の創設 ……………	300
・ 生態系維持回復事業の創設 ……………	302
・ 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の特別地域内の行為規制の項目の拡充 ……………	304
・ 海中特別地区の海域特別地区への変更及び海域特別地区内の行為規制の項目の拡充 ……………	306
・ 生態系維持回復事業の創設 ……………	308
・ 土地の形質の変更に関する届出制の新設 ……………	310
・ 規制区域の汚染土壌の搬出に関する届出制の新設 ……………	312
・ 汚染土壌処理業に関する許可制の新設 ……………	314
・ 指定調査機関の指定に関する更新制等の新設 ……………	316
・ 製造、使用、輸出入を制限する残留性有機汚染物質の指定に関する措置の新設・拡充 ……………	318

## 1 規制の政策評価の枠組み

### (規制の事前評価)

規制の政策評価については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号。以下「評価法施行令」という。）第 3 条第 6 号に基づき、各府省に対して、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容を変更する際に、事前評価を実施することが義務付けられている。

また、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）においては、「規制の事前評価については、その実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする」とされている。

さらに、上記基本方針に基づき、規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価を円滑かつ効率的に実施するため、規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針を示す「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定されている。

### (各府省の基本計画における記載内容)

規制の事前評価についての各府省の政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）における記載内容は、図表 1 のとおりである。

図表 1 規制の事前評価についての基本計画における記載内容

府 省	規制の事前評価についての記載内容
内 閣 府 宮 内 庁	方式及び対象についてガイドライン等を踏まえ決定する旨を規定 —
公正取引委員会	評価法施行令第 3 条第 6 項の規定に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行う旨を規定 また、同項において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努める旨を規定
国家公安委員会・ 警察庁	新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する旨を規定
金 融 庁	評価法第 9 条及び評価法施行令第 3 条第 6 号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容を変更することを目的とする政策）についてガイドライン等に基づき実施する旨を規定 また、規制の事前評価は、規制によって発生する効果や負担を予測し、それを評価するものであることから、その実施に際しては、規制の新設又は改廃の可否や規制の具体的な内容やその程度についての検討に資するよう分析を行う旨を規定
総 務 省	規制の新設又は改廃を目的とする政策を事業評価方式による事前評価の対象とする旨を規定

公害等調整委員会	—
法 務 省	法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策を事前評価の対象とする旨を規定 また、省令、告示等の制定又は改廃により規制を新設又は改廃することを目的とする政策についても、その政策の特性に応じて、積極的に事前評価を実施するよう努める旨を規定
外 務 省	法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の総務省令で定めるものに係る作用を除く。）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更（提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして総務省令で定める変更を除く。）をすることを目的とする政策を事前評価の対象とする旨を規定
財 務 省	評価法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策を対象とする旨を規定 また、評価法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努める旨を規定
文部科学省	毎年度、評価法施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価を実施する旨を規定 また、同号によりその実施が義務付けられている規制以外のものについても、基本方針に基づき積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努める旨を規定
厚生労働省	法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策を事前評価の対象とする旨を規定
農林水産省	評価法施行令第3条第6号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策を対象とし事前評価を実施する旨を規定 また、費用及び便益の分析については定量的な把握を行うことを原則とするが、定量的な把握が不可能な場合にあっては、定性的に把握する手法を用いる等の旨を規定
経済産業省	公共の利益のために、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する法令の制定又は改廃時に、①規制の目的、内容及び必要性等、②規制によりもたらされる便益や費用、③代替案との比較と規制の有効性等を評価し、明らかにする旨を規定
国土交通省	法律又は政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする施策等を対象とし、規制の目的、内容、必要性、効率性（規制によりもたらされる便益と費用の比較及び当該施策等と代替案との比較を含む。）、有効性等を明らかにし、評価を実施する旨を規定
環 境 省	評価法施行令第3条第6号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策を対象とし事前評価を実施する旨を規定
防 衛 省	—

(注) 各府省の基本計画を基に当省が作成した。

## 2 規制の事前評価の実施状況

### (1) 審査の対象

平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に総務大臣に送付された規制の事前評価に係る評価書の件数は、11 府省（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の計 106 件となっている。規制の事前評価の実施件数の内訳は、図表 2 のとおりである（注 1）。

（注 1）一つの評価書において、二つ以上の作用を含んでおり、作用ごとに発生する効果と負担の関係を分析しているものについては、作用ごとに分割して計上した。

図表 2 規制の事前評価の実施府省及び件数

（単位：件）

府 省	件 数
内 閣 府	1
公正取引委員会	1
国家公安委員会・警察庁	2
金 融 庁	30
総 務 省	8
文部科学省	1
厚生労働省	13（注 2）
農林水産省	5
経済産業省	15（注 3）
国土交通省	15（注 4）
環 境 省	15
計 11 府省	106（注 5）
（平成 20 年度） 計 12 府省	156（注 6）

（注） 1 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

2 評価書の件数は 12 件である。

3 評価書の件数は 9 件である。

4 評価書の件数は 5 件である。

5 評価書の件数は 89 件である。

6 評価書の件数は 130 件である。

## (2) 審査の結果

平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に評価書を送付された 11 府省が行った規制の事前評価 106 件について、ガイドラインに沿って設定した点検項目に照らし各府省横断的な現状をみると次のとおりである。

まず、評価の対象とした法令のレベルの割合をみると、図表 3 のとおり、法律以下のレベルのものを対象としたものが 106 件中 61 件 (57.5%) (法律のみを対象としたものが 59 件 (55.7%)、法律と政令又は省令とを一括して対象としたものが 2 件 (1.9%))、政令以下のレベルのものを対象としたものが 24 件 (22.6%) (政令のみを対象としたものが 18 件 (17.0%)、政令と省令とを一括して対象としたものが 6 件 (5.7%)) となっている。また、事前評価の実施の義務付けの対象外である省令以下のレベルのもののみを対象としたものが 21 件 (19.8%) (省令のみを対象としたものが 18 件 (17.0%)、省令と告示とを一括して対象としたものが 3 件 (2.8%)) となっている。

図表3 評価の対象とした法令のレベル

(単位：件)

府 省	実施 件数	法律以下の レベルのもの		政令以下の レベルのもの		省令以下の レベルのもの	
		法律 のみ	政令又は 省令との 組合せ	政令 のみ	省令との 組合せ	省令 のみ	告示との 組合せ
内 閣 府	1	1 (100%)	—	—	—	—	—
公正取引 委員会	1	1 (100%)	—	—	—	—	—
国家公安委員 会・警察庁	2	2 (100%)	—	—	—	—	—
金 融 庁	30	11 (36.7%)	1 (3.3%)	4 (13.3%)	3 (10.0%)	10 (33.3%)	1 (3.3%)
総 務 省	8	1 (12.5%)	—	—	1 (12.5%)	4 (50.0%)	2 (25.0%)
文部科学省	1	—	1 (100%)	—	—	—	—
厚生労働省	13	5 (38.5%)	—	7 (53.8%)	—	1 (7.7%)	—
農林水産省	5	3 (60.0%)	—	2 (40.0%)	—	—	—
経済産業省	15	8 (53.3%)	—	2 (13.3%)	2 (13.3%)	3 (20.0%)	—
国土交通省	15	14 (93.3%)	—	1 (6.7%)	—	—	—
環 境 省	15	13 (86.7%)	—	2 (13.3%)	—	—	—
計 11 府省	106	59 (55.7%)	2 (1.9%)	18 (17.0%)	6 (5.7%)	18 (17.0%)	3 (2.8%)
(平成 20 年度) 計 12 府省	156	97 (62.2%)	3 (1.9%)	33 (21.2%)	12 (7.7%)	10 (6.4%)	1 (0.6%)

(注) 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

次に、規制の新設又は改廃の区分をみると、図表4のとおり、規制の新設・追加・強化・拡充（以下「規制の新設等」という。）に該当するものが106件中75件（70.8%）、規制の新設等と規制の緩和の両方に該当するものが18件（17.0%）、規制の緩和に該当するものが12件（11.3%）、規制の廃止に該当するものが1件（0.9%）となっている。

図表4 規制の新設又は改廃の区分

(単位：件)

府 省	実施 件数	規制の新設等	規制の新設等・ 規制の緩和	規制の緩和	規制の廃止
内 閣 府	1	1 (100%)	—	—	—
公正取引委員会	1	1 (100%)	—	—	—
国家公安委員会 ・警察庁	2	1 (50.0%)	—	1 (50.0%)	—
金 融 庁	30	18 (60.0%)	7 (23.3%)	5 (16.7%)	—
総 務 省	8	2 (25.0%)	1 (12.5%)	5 (62.5%)	—
文部科学省	1	—	1 (100%)	—	—
厚生労働省	13	9 (69.2%)	2 (15.3%)	1 (7.7%)	1 (7.7%)
農林水産省	5	5 (100%)	—	—	—
経済産業省	15	10 (66.7%)	5 (33.3%)	—	—
国土交通省	15	15 (100%)	—	—	—
環 境 省	15	13 (86.7%)	2 (13.3%)	—	—
計 11 府省	106	75 (70.8%)	18 (17.0%)	12 (11.3%)	1 (0.9%)
(平成20年度) 計 12 府省	156	121 (77.6%)	6 (3.8%)	27 (17.3%)	2 (1.3%)

(注) 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

- ① 点検項目：分析対象期間が設定されているか。
- ② 点検項目：「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」を、比較対象（ベースライン）として設定しているか。

（考え方）

規制の事前評価については、費用及び便益の分析に当たって、分析の対象とする期間を、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、個別の事例に応じた適切な期間を設定することが求められている（ガイドラインⅡ-3-(2)-ア-(i)）。

また、「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」を、比較対象（以下「ベースライン」という。）として設定し、費用及び便益の推計は、ベースラインと「当該規制の新設又は改廃を行った場合に生じると予測される状況」とを比較することによって行うことが求められている（ガイドラインⅡ-3-(2)-ア-(ii)）。

（点検結果）

- ① 図表5のとおり、分析対象期間が設定されている評価の割合は、0.9%（106件中1件）にとどまっている。また、平成20年度との比較でも、20年度の7.7%（156件中12件）から減少している。
- ② ベースラインについては、平成20年度と同じく、すべての評価において設定されている。

図表5 分析対象期間が設定されている評価の件数及び割合

（単位：件、%）

府 省	実施 件数	分析対象期間が設定されているもの	
		件数	割合
内 閣 府	1	—	—
公正取引委員会	1	—	—
国家公安委員会・警察庁	2	—	—
金 融 庁	30	—	—
総 務 省	8	—	—
文部科学省	1	—	—
厚生労働省	13	—	—
農林水産省	5	—	—
経済産業省	15	1	6.7
国土交通省	15	—	—
環 境 省	15	—	—
計 11 府省	106	1	0.9
(平成20年度) 計 12 府省	156	12	7.7

（注）各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

- ③ 点検項目：発生・増減することが見込まれる具体的な費用の要素が挙げられているか。その際、定量化又は金銭価値化して示されているか。
- ④ 点検項目：発生・増減することが見込まれる具体的な便益の要素が挙げられているか。その際、定量化又は金銭価値化して示されているか。

#### （考え方）

規制の事前評価については、費用及び便益の分析に当たって、規制の新設又は改廃によって、発生又は増減することが見込まれる具体的な費用及び便益の要素を可能な限り列挙し、説明することが求められている。また、費用及び便益は、可能な限り定量化又は金銭価値化して示すこと、定量化又は金銭価値化ができない場合は、定性的に分かりやすく説明することが求められている（ガイドラインⅡ－３－（２）－ア－（iii））。

#### （点検結果）

平成 20 年度と同じく、すべての評価において、発生・増減することが見込まれる具体的な費用・便益の要素が挙げられている。

しかし、分析手法については、定性的記述により分析されているものがほとんどであり、金銭価値化又は定量化により分析されているものは、わずかである。

また、費用要素の区分（注 2）別にみた場合については、図表 6 のとおり、遵守費用については、すべての評価において言及されている。一方、行政費用については 3.8%（106 件中 4 件）の評価において言及されておらず、その他の社会的費用については 26.4%（106 件中 28 件）の評価において言及されていない。これを、平成 20 年度との比較でみると、費用の要素について言及されていない評価の割合は 20 年度に比べ減少している。

（注 2） ガイドラインでは、費用要素の区分として、「遵守費用」、「行政費用」及び「その他の社会的費用」の三つが示されている（ガイドラインⅡ－３－（２）－イ－（i））。

##### ① 遵守費用

規制を受ける国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用。行政への申請費用（書類の作成や提出等）、国民や事業者内部における費用（設備の導入や維持等）などが含まれる。

##### ② 行政費用

規制主体において発生する費用で、当該規制の導入に要する費用（制度化のための研究や必要な施設、設備等）や規制導入後に要する費用（検査、モニタリング、増員等）が含まれる。主体の別（国、地方公共団体又は関係法人）についても明記する。

##### ③ その他の社会的費用

広く社会経済全体や環境等に対する負の影響。規制の新設又は改廃が競争状況に影響を及ぼすことが明らかな場合には、その影響を考慮する。

図表6 費用及び便益の各要素の分析手法

(単位：件)

(区分)		分析手法				言及されて いないもの
		金銭価値化 (注2)	定量化 (注2)	定性的記述	負担なし (注3)	
費用	遵守費用	6 (5.7%) 【18 (11.5%)】	— 【3 (1.9%)】	100 (94.3%) 【132 (84.6%)】	13 (12.2%) 【10 (6.4%)】	— 【3 (1.9%)】
	行政費用	1 (0.9%) 【4 (2.7%)】	— 【6 (3.8%)】	101 (95.3%) 【135 (86.5%)】	23 (21.7%) 【16 (10.3%)】	4 (3.8%) 【11 (7.1%)】
	その他の 社会的費用	— 【 — 】	— 【 — 】	78 (73.6%) 【105 (67.3%)】	66 (62.3%) 【50 (32.1%)】	28 (26.4%) 【51 (32.7%)】
便 益		1 (0.9%) 【11 (7.1%)】	2 (1.9%) 【7 (4.5%)】	103 (97.2%) 【138 (88.4%)】		— 【 — 】

(府省別)

(区分)		実 施 件 数	分析手法				言及されて いないもの
			金銭価値化 (注2)	定量化 (注2)	定性的記述	負担なし (注3)	
費用	(遵守費用)						
	内 閣 府	1	—	—	1 (100%)	1 (100%)	—
	公正取引 委員会	1	—	—	1 (100%)	—	—
	国家公安委員 会・警察庁	2	—	—	2 (100%)	1 (50.0%)	—
	金 融 庁	30	—	—	30 (100%)	2 (6.7%)	—
	総 務 省	8	1 (12.5%)	—	7 (87.5%)	4 (50.0%)	—
	文部科学省	1	—	—	1 (100%)	—	—
	厚生労働省	13	—	—	13 (100%)	2 (15.4%)	—
	農林水産省	5	—	—	5 (100%)	1 (20.0%)	—
	経済産業省	15	4 (26.7%)	—	11 (73.3%)	—	—
	国土交通省	15	—	—	15 (100%)	1 (6.7%)	—
	環 境 省	15	1 (6.7%)	—	14 (93.3%)	1 (6.7%)	—
	(行政費用)						
	内 閣 府	1	—	—	1 (100%)	1 (100%)	—
公正取引 委員会	1	—	—	1 (100%)	—	—	

	国家公安委員会・警察庁	2	—	—	2 (100%)	—	—
	金融庁	30	—	—	30 (100%)	8 (26.7%)	—
	総務省	8	—	—	8 (100%)	7 (87.5%)	—
	文部科学省	1	—	—	1 (100%)	—	—
	厚生労働省	13	—	—	13 (100%)	4 (30.8%)	—
	農林水産省	5	—	—	5 (100%)	1 (20.0%)	—
	経済産業省	15	1 (6.7%)	—	10 (66.7%)	—	4 (26.7%)
	国土交通省	15	—	—	15 (100%)	1 (6.7%)	—
	環境省	15	—	—	15 (100%)	1 (6.7%)	—
	(その他の社会的費用)						
	内閣府	1	—	—	1 (100%)	1 (100%)	—
	公正取引委員会	1	—	—	1 (100%)	—	—
	国家公安委員会・警察庁	2	—	—	2 (100%)	1 (50.0%)	—
	金融庁	30	—	—	30 (100%)	28 (93.3%)	—
	総務省	8	—	—	2 (25.0%)	2 (25.0%)	6 (75.0%)
	文部科学省	1	—	—	1 (100%)	—	—
	厚生労働省	13	—	—	13 (100%)	7 (53.8%)	—
	農林水産省	5	—	—	5 (100%)	5 (100%)	—
	経済産業省	15	—	—	8 (53.3%)	7 (46.7%)	7 (46.7%)
	国土交通省	15	—	—	1 (6.7%)	1 (6.7%)	14 (93.3%)
	環境省	15	—	—	14 (93.3%)	14 (93.3%)	1 (6.7%)
便益	内閣府	1	—	—	1 (100%)	—	—
	公正取引委員会	1	—	—	1 (100%)	—	—
	国家公安委員会・警察庁	2	—	—	2 (100%)	—	—
	金融庁	30	—	—	30 (100%)	—	—
	総務省	8	—	1 (12.5%)	7 (87.5%)	—	—
	文部科学省	1	—	—	1 (100%)	—	—
	厚生労働省	13	—	—	13 (100%)	—	—
	農林水産省	5	—	—	5 (100%)	—	—
	経済産業省	15	1 (6.7%)	1 (6.7%)	13 (86.6%)	—	—
	国土交通省	15	—	—	15 (100%)	—	—
環境省	15	—	—	15 (100%)	—	—	

(注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

2 費用又は便益の要素が複数ある場合においては、一部の要素について金銭価値化又は定量化されていれば該当するものとしている。

3 改正案に係る費用について「費用が発生(増加)しない」、「特になし」等としているものの件数で内数である。

「費用が発生(増加)しない」、「特になし」とするのは一種の定性的分析ではあるものの、費用が発生する場合の定性的分析とは性格が異なることから、そのことを明らかにするため本欄を設けている。

4 【 】内の数値は、平成20年度の12府省156件に係るものである。

⑤ 点検項目：費用と便益の関係の分析（規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化できるかどうか）が行われているか。

（考え方）

ガイドラインでは、費用と便益の関係を分析する手法として、「費用便益分析」、「費用効果分析」及び「費用分析」(注3)の三つが示されている（ガイドラインⅡ－３－（３））。

規制の事前評価の目的は、規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化（justify）できるかどうかを示すことにある。このため、費用と便益の関係の分析に当たっては、①金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する「費用便益分析」や、②一定の定量化された便益（効果）を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する「費用効果分析」を行うことが望ましい。

（注3） 「費用分析」は、便益が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに便益の方が費用より大きい場合等に、便益の詳細な分析を行わず、費用を中心に分析するものである。

（点検結果）

図表7のとおり、費用と便益の関係の分析（規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化できるかどうか）が行われている評価の割合は、97.2%（106件中103件）となっている。環境省の3件については、評価書の「政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）」欄における記述が、当該規制によって得られる便益についての説明にとどまっており、当該規制がもたらす費用との関係が分析されていない。

また、費用と便益の関係の分析手法については、図表7のとおり、すべての評価が費用分析又は定性的な分析を用いており、費用便益分析を用いているものや費用効果分析を用いているものはみられない。

図表7 費用と便益の関係の分析手法

(単位：件)

府 省	実施 件数	費用便益分析	費用効果分析	費用分析等	言及なし
内 閣 府	1	—	—	1 (100%)	—
公正取引委員会	1	—	—	1 (100%)	—
国家公安委員会・警察庁	2	—	—	2 (100%)	—
金 融 庁	30	—	—	30 (100%)	—
総 務 省	8	—	—	8 (100%)	—
文部科学省	1	—	—	1 (100%)	—
厚生労働省	13	—	—	13 (100%)	—
農林水産省	5	—	—	5 (100%)	—
経済産業省	15	—	—	15 (100%)	—
国土交通省	15	—	—	15 (100%)	—
環 境 省	15	—	—	12 (80.0%)	3 (20.0%)
計 11 府省	106	—	—	103 (97.2%)	3 (2.8%)
(平成20年度) 計 12 府省	156	4 (2.6%)	5 (3.2%)	147 (94.2%)	—

(注) 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

⑥ 点検項目：ベースライン以外の代替案を設定し、当該案と代替案の比較考量の結果を示しているか。また、規制緩和の場合においては、規制の廃止も代替案として比較が行われているか。

(考え方)

規制の事前評価については、的確な政策の採択の検討に有用な情報を提供するとともに、国民への説明責任を果たす観点から、想定できる代替案を提示して、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、比較考量を行うことが求められている（ガイドラインⅡ－3－（4））。

また、規制の新設又は改廃の目的、内容が規制緩和の場合、当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行うことが求められている（ガイドラインⅡ－3－（4））。

なお、ガイドラインでは、「本ガイドラインにおいては、ベースラインを代替案として扱う整理をしていない。」とされている（ガイドラインⅡ－3－（4））。

(点検結果)

図表8のとおり、ベースライン以外の代替案（以下「代替案」という。）を提示している評価の割合は 83.0%（106 件中 88 件）、「代替案は想定されない」、「想定される代替案：特になし」等としている評価の割合は 3.8%（106

件中4件)となっている。一方、代替案についての記述がない評価の割合は13.2% (106件中14件) (注4)となっている。

(注4) 代替案についての記述がない14件のうち6件は、評価書において、ベースラインを代替案としている。

図表8 代替案との比較

(単位：件)

府 省	実施 件数	代替案を提示し ているもの	「代替案は想 定されない」 等としている もの	代替案につい ての記述がな いもの
内 閣 府	1	—	—	1 (100%) (注2)
公正取引委員会	1	—	—	1 (100%) (注3)
国家公安委員会・警察庁	2	2 (100%)	—	—
金 融 庁	30	30 (100%)	—	—
総 務 省	8	—	—	8 (100%)
文部科学省	1	1 (100%)	—	—
厚生労働省	13	13 (100%)	—	—
農林水産省	5	4 (80.0%)	1 (20.0%)	—
経済産業省	15	10 (66.7%)	3 (20.0%)	2 (13.3%) (注4)
国土交通省	15	13 (86.7%)	—	2 (13.3%) (注5)
環 境 省	15	15 (100%)	—	—
計 11 府省	106	88 (83.0%)	4 (3.8%)	14 (13.2%) (注6)
(平成20度) 計 12 府省	156	123 (78.8%)	14 (9.0%)	19 (12.2%) (注7)

- (注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。  
 2 評価書においてベースラインを代替案としているもの1件が該当する。  
 3 評価書においてベースラインを代替案としているもの1件が該当する。  
 4 評価書においてベースラインを代替案としているもの2件が該当する。  
 5 評価書においてベースラインを代替案としているもの2件が該当する。  
 6 評価書においてベースラインを代替案としているもの6件を含む。  
 7 評価書においてベースラインを代替案としているもの10件を含む。

また、図表9のとおり、規制緩和の場合(注5)において、規制の廃止を代替案として比較を行っている評価の割合は、8.3% (12件中1件)となっている。その他の評価については、廃止以外の代替案との比較を行っているものが50.0% (12件中6件)、代替案についての記述がないものが41.7% (12件中5件)となっている。廃止以外の代替案との比較を行って

いるものについては、当該規制を廃止することが想定されない理由等は特に示していない。

(注5) 規制の新設等と規制の緩和の両方に該当するものは除く。

図表9 規制緩和の場合における代替案との比較

(単位：件)

府 省	規制緩和の件数 (注2)	規制の廃止を代替案として いるもの	廃止以外の代替案を提示しているもの	「代替案は想定されない」等と しているもの	代替案についての記述がないもの
国家公安委員会・警察庁	1	1 (100%)	—	—	—
金融庁	5	—	5 (100%)	—	—
総務省	5	—	—	—	5 (100%)
厚生労働省	1	—	1 (100%)	—	—
計 4府省	12	1 (8.3%)	6 (50.0%)	—	5 (41.7%)
(平成20年度) 計 7府省	27	5 (18.5%)	18 (66.7%)	1 (3.7%)	3 (11.1%)

- (注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。  
2 規制の新設等と規制の緩和の両方に該当するものは除く。

⑦ 点検項目：レビューを行う時期又は条件を記載しているか。

(考え方)

規制の事前評価については、当該規制（新設又は改正）が社会経済情勢に照らしてなお適切であるか否かの判断を行う時期・条件について記載することが求められている（ガイドラインⅡ－3－（6））。

(点検結果)

図表10のとおり、レビューを行う時期又は条件が記載されている評価の割合は96.2%（106件中102件）（注6）となっており、平成20年度（96.2%（156件中150件））と同じ水準である。

(注6) レビューを行う時期又は条件が記載されていない4件の評価は、金融庁の規制の新設等についての1件の評価、厚生労働省の規制の緩和についての1件の評価及び国土交通省の規制の新設等についての2件の評価である。

なお、金融庁の規制の新設等についての1件の評価は、当該規制が平成23年3月31日までの時限措置となっている。

図表 10 レビューを行う時期又は条件が記載されている評価の件数及び割合

(単位：件、%)

府 省	実施 件数	レビューを行う時期又は条件が記載されているもの	
		件数	割合
内 閣 府	1	1	100
公正取引委員会	1	1	100
国家公安委員会・警察庁	2	2	100
金 融 庁	30	29	96.7
総 務 省	8	8	100
文部科学省	1	1	100
厚生労働省	13	12	92.3
農林水産省	5	5	100
経済産業省	15	15	100
国土交通省	15	13	86.7
環 境 省	15	15	100
計 11 府省	106	102	96.2
(平成 20 年度) 計 12 府省	156	150	96.2

(注) 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

### 3 今後の課題

#### (費用及び便益の分析について)

- ① 分析の対象とする期間として個別の事例に応じた適切な期間を明示していく必要がある。(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
- ② 客観的な評価を行うためには、費用及び便益は、可能な限り金銭価値化又は定量化して示すことが望まれる。(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
- ③ 費用要素について、「遵守費用」、「行政費用」及び「その他の社会的費用」の各区分を明示して分析を行っていくことが必要である。(総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

#### (費用と便益の関係の分析について)

- ④ 規制の事前評価の目的は、規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを示すことにある。

このため、当該規制がもたらす費用と当該規制によって得られる便益の関係の分析を適切に行う必要がある。(環境省)

また、費用と便益の関係の分析に当たっては、可能な限り「費用便益分析」や「費用効果分析」といった定量的な手法を用いて分析することが望まれる。(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

#### (代替案との比較について)

- ⑤ 想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、比較考量を行っていくことが必要である。また、代替案が想定されない場合には、その旨を説明することが必要である。(内閣府、公正取引委員会、総務省、経済産業省及び国土交通省)
- ⑥ 規制緩和の場合において、当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行うことが望まれる。廃止以外の代替案との比較を行っている場合において、当該規制を廃止することが想定されないときは、その旨を説明することが望まれる。(金融庁、総務省及び厚生労働省)

(レビューを行う時期又は条件について)

- ⑦ 規制の事前評価に係るレビューを適切に実施していくことが必要である。(厚生労働省及び国土交通省)